

年金相談 マニュアル

制度編

平成 24 年度版



 日本年金機構
Japan Pension Service

目次

第1章	社会保険制度の概要	1
第1節	社会保険の種類	3
第2節	通称による区分	5
第3節	保険者	7
第2章	健康保険の概要	9
第1節	目的	11
第2節	保険者	13
第3節	被保険者	15
第4節	健康保険の給付	19
第3章	厚生年金保険の概要	27
第1節	事業所単位で加入	29
第2節	被保険者（加入する人）	31
第3節	保険料	35
第4章	国民年金の概要	37
第1節	目的	39
第2節	被保険者（加入する人）	41
第3節	保険料	47
第4節	海外居住者の国民年金加入手続き	67
第5章	年金給付	69
第1節	老齢基礎年金	71
第2節	振替加算	107
第3節	特別支給の老齢厚生年金	117
第4節	老齢厚生年金（本来支給）	125

第5章 年金給付（つづき）

第5節	加給年金	131
第6節	繰上げ請求のしくみ	145
第7節	老齢年金繰下げ制度	155
第8節	在職老齢年金	159
第9節	雇用保険との調整	171
第10節	障害年金	189
別添1	障害年金の保険料納付要件の事例	219
	・直近1年要件での納付要件を確認する事例	223
	・3分の2要件での納付要件を確認する事例	229
第11節	遺族年金	233
第12節	寡婦年金	255
第13節	死亡一時金	259
第14節	旧法による年金給付	263
第15節	旧令共済組合の組合員期間	275
第16節	受給権者の申出による年金給付の支給停止	283
第17節	併給選択	285
第18節	統合共済	289
第19節	その他の共済組合	307
第20節	年金の決定と支払い	313
第21節	年金受給権者の手続き	327
第22節	外国居住者が年金を受けるとき	339
第23節	社会保障協定	341
第24節	年金と税	353
第25節	沖縄の特例	363
第26節	未支給年金	369
第27節	決定の訂正	373
第28節	債権管理業務	375
第29節	脱退手当金	381
第30節	外国人の脱退一時金	385
第31節	年金個人情報提供	393
第32節	年金記録問題に係る対応	399
別添2	年金記録問題にかかる参考資料	421
	・平成21年8月7日 庁保険発第0807001号. 社業発第15号（通知）	425
	・年金記録回復基準の概要（年金記録回復委員会資料）	433
	・平成21年12月25日 庁保険発第1225002号（通知）	439
第33節	離婚時の年金分割	443

第5章 年金給付（つづき）

第34節	年金からの特別徴収（介護保険料、国民健康保険料（税）、 後期高齢者医療制度の保険料、個人住民税）	453
第35節	厚生年金基金	471
第36節	国民年金基金	475
第37節	不服の申立て	477
第38節	年金受給者等に対する融資制度	481
第39節	年金記録管理	485

第6章 年金額の計算方法

第1節	平成16年10月以降の年金額	501
第2節	老齢基礎年金	503
第3節	特別支給の老齢厚生年金	507
第4節	老齢厚生年金（本来請求）	517
別添3	老齢厚生年金にかかる参考資料	527
	・ 定額分の単価と報酬比例部分の乗率	531
	・ 定額分の上限月数	531
	・ 平成17年度以降の再評価率表（一般）	535
	・ 従前額保障用再評価率表	543
第5節	在職老齢年金	545
第6節	障害年金	547
第7節	遺族年金	549
第8節	寡婦年金	559
第9節	旧法による年金給付	561

第7章 関係法令等

第1節	戸籍	571
第2節	住民基本台帳	579
第3節	戸籍の附票	581
第4節	外国人登録票	583
第5節	在留証明	587
第6節	民法	589

第8章	年金請求等に必要な添付書類	601
第1節	請求案内フローチャート.....	603
第2節	特別支給の老齢厚生年金の請求に必要な添付書類.....	607
第3節	老齢基礎年金の請求に必要な添付書類.....	619
第4節	障害厚生・障害基礎年金の請求に必要な添付書類.....	623
第5節	遺族年金の請求に必要な添付書類.....	627
第6節	未支給年金の請求に必要な添付書類.....	631
第7節	在留邦人や外国人が年金の請求に必要な添付書類.....	635
第8節	外国人の脱退一時金の請求に必要な添付書類.....	637
別添4	生計維持関係等の参考資料.....	639
	・平成23年3月23日 年発0323第1号(通知).....	643
第9章	参考資料	657
参考1	併給調整早見表.....	661
参考2	平成16年法律改正(障害年金の改善).....	665
参考3	併給調整に係る注意事項.....	667
参考4	厚生年金保険と共済組合との遺族年金の併給調整.....	691
参考5	併給調整(改正経過).....	693
参考6	併給限度額(改正経過).....	695
参考7	短期年金停止該当表.....	697
参考8	短期年金停止条文表.....	699
参考9	公的年金受給による支給制限(支給停止対象となる公的年金給付).....	701
参考10	被保険者にかかる主な届出一覧.....	703

第9章 参考資料（つづき）

参考11	年金受給者が行う届出一覧	705
	（全ての受給者に共通するもの）	705
	（老齢給付に関するもの）	706
	（障害給付に関するもの）	710
	（遺族給付に関するもの）	712
参考12	年金給付の経過措置一覧（平成24年度）	715
参考13	平成23年9月分からの厚生年金保険料額表	717
参考14	国民年金保険料額の改正経過	719
参考15	年金額物価スライド等の経過	721
参考16	厚生年金保険料率表	723
参考17	船員保険（年金）保険料率表	725
参考18	公的年金制度の沿革	727
参考19	厚生年金保険 標準報酬月額等級の変遷	729
参考20	船員保険 標準報酬月額等級の変遷	731

このマニュアルの省略呼称について

国年法	国民年金法	
厚年法	厚生年金保険法	
国年法附	国民年金法附則	
厚年法附	厚生年金保険法附則	
国年令	国民年金法施行令	
厚年令	厚生年金保険法施行令	
国年則	国民年金法施行規則	
厚年則	厚生年金保険法施行規則	
60改附	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則	
6改附	国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)附則	
船保法	船員保険法	
雇保法	雇用保険法	等

【例】 （省略呼称）国年法27の2②-1
（正式条項）国民年金法第27条の2第2項第1号

第1章

社会保険制度の 概要

第1節 社会保険の種類

1. 制度の種別

社会保険制度は、次の12種であって、これによって国民皆保険・皆年金を実現しています。

- (1) 健康保険
- (2) 国民健康保険
- (3) 後期高齢者医療制度
- (4) 介護保険
- (5) 厚生年金保険
- (6) 国民年金
- (7) 労働者災害補償保険（以下「労災保険」といいます。）
- (8) 雇用保険
- (9) 船員保険
- (10) 国家公務員共済組合
- (11) 地方公務員等共済組合
- (12) 私立学校教職員共済

2. 社会保険

我が国の社会保障制度は大別すると、公的扶助、公衆衛生・医療、社会福祉、社会保険の4つの柱があり、広義には恩給と戦争犠牲者援護を含めています。

社会保険とは、憲法第25条

- (1) 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- (2) 国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

の規定によって、国がその社会政策ないし社会保障を実現するため、保険の方式を用いてする社会保障制度の一部です。その具体的目的は、病気・けが、障害、出産、老齢、死亡、失業等の保険事故によって生ずる個人の窮乏化を防ぎ、国民生活の安定を図ることであり、医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険を総称したものが広義の社会保険です。このうち労災保険・雇用保険（労働保険と称します。）を除いたものを一般に社会保険と呼ぶ場合があります。

第2章

健康保険の 概要

第2節 保険者

「保険者」とは、健康保険事業の経営者のことです。つまり、加入の手続きを取らせたり、被保険者になる人について保険料を徴収したり、保険事故が生じたとき被保険者などに給付をしたり、そのほか保険の財産管理などをする人のことです。

健康保険の保険者は、健保協会または健康保険組合（以下「健保組合」といいます。）のいずれかになっています。したがって、民間の保険会社などが保険者になることはできません。なお、健保組合が設立されている事業所に働いている人は組合管掌健康保険に加入し、それ以外の人はいずれも健保協会が行う健康保険、つまり全国健康保険協会管掌健康保険に加入することになっています。

また、平成22年1月より船員保険制度の保険者は健保協会となります。

健保協会は、全国にある都道府県支部が窓口になり、健康保険や船員保険の給付や任意継続等に関する手続きを行います。ただし、健康保険や船員保険の加入や保険料等に関する手続きは、年金事務所が窓口になります。全国健康保険協会管掌健康保険は、健保協会の本部及び全国47カ所の都道府県支部が運営を行い、全国各地にある年金事務所が適用、保険料徴収を行っています。

健保組合は、大きな企業が1つまたは関連のある企業2つ以上が一緒になってできているものと、多くの同種同業の中小企業が集まってできているものがあります。前者を単一組合等、後者を総合組合と称しています。単一組合等でも総合組合でも、被保険者になる人の半数以上が同意して、事業主が健保組合の設立を申請し、厚生労働大臣の認可があって、はじめて健保組合が設立します。その認可がない限り、健保組合として認められません。健保組合でないものが、健康保険事業を行うことはできませんし、健保組合の名称を用いることもできません。

健保組合は、健康保険法に定められた保険給付（法定給付）及び保健事業・福祉施設運営を行うほか、一定の範囲で付加給付を行うことができるなど、自主的な事業運営ができることになっています。

第3章

厚生年金保険の 概要

第1節 事業所単位で加入

- 厚生年金保険への加入やその手続、保険料の納入などは、健康保険と同様に事業所単位で、事業主の責任で行われます。
- 法人の事業所と常時5名以上の従業員が働いている会社、商店などの事業所は、法律によって、事業主や従業員の意思に関係なく、厚生年金保険に必ず加入することになっています。

◆ 加入する事業所

次の事業所は、法律によって、事業主や従業員の意志に関係なく、厚生年金保険に加入しなければなりません。このような事業所を「強制適用事業所」といいます。

（厚年法6）

- (1) 常時5名以上の従業員が働いている会社、工場、商店、事務所などの事業所
一般の事業所は法人であるか個人であるかに関係なく、常時5名以上いれば加入しなければなりません。ただし、サービス業や農業などの個人の事業所は強制加入の範囲から除かれます。

- (2) 常時従業員を使用している法人の事業所

ここでいう法人とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社または特例有限会社、など全ての法人をいいます。このような法人は、事業の種類に関係なく全ての業種で、常時使用されている従業員が1名でもいれば、適用事業所となります。なお、厚生年金保険の事務の手続き先は、事業所を管轄する年金事務所となっています。

（会社法2、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律2）

- (3) 船舶

船員として船舶所有者に使用される人が乗り組む船舶の所有者

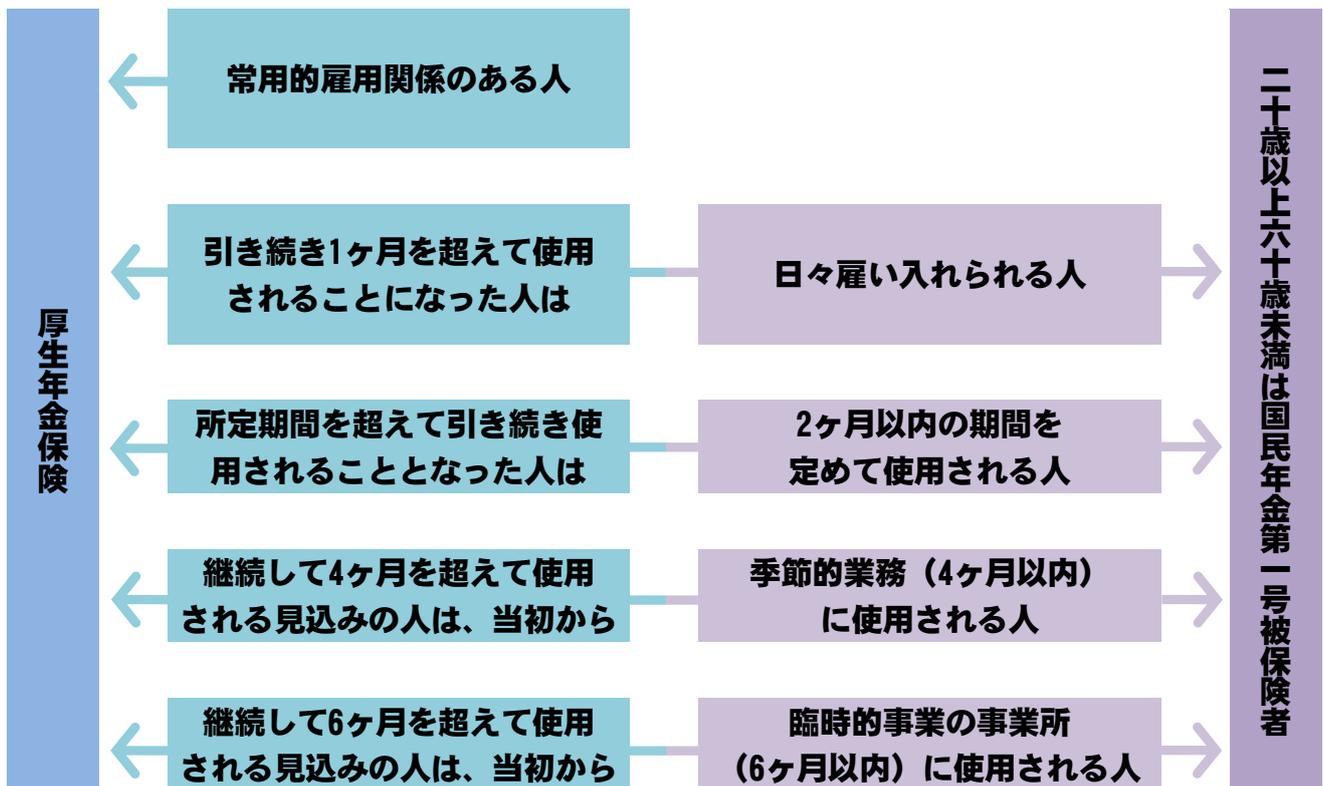
第2節 被保険者（加入する人）

- 厚生年金保険では、適用事業所に使用される70歳未満の人が被保険者となります。
- ただし、日雇労働者（1ヶ月以内）、短期間（2ヶ月以内）の臨時に使用される人、季節的業務（4ヶ月以内）や臨時の事業（6ヶ月以内）に使用される人などは、被保険者の対象から除かれています。

前記の「使用される人」とは、事業上その事業主に使用され、労働の対価として給料や賃金を受け取っている人のことをいい、法律上の雇用契約があるかどうかは必ずしも関係ありません。

（厚年法9・12）

被保険者となる要件



1. 高齢任意加入について

70歳以上の人であって、年金の受給権がない人は、在職中であれば引き続き厚生年金保険に加入することができます。

適用事業所に使用されている人または、適用事業所以外の事業所に使用されている人で年金の受給要件を満たしていない場合に限りです。

保険料は全額負担となりますが、事業主が同意をすれば半額は事業主負担とすることができます。受給権確保のための手段であることから、受給要件を満たせば資格を喪失します。

2. 入社したとき・退職したとき

厚生年金保険では、適用事業所に使用された日、例えば入社した日に自動的に被保険者の資格を取得することになります。この場合、事業主は5日以内に、年金事務所に「被保険者資格取得届」を提出し、確認を受けて、その結果を被保険者に知らせなければなりません。

（厚年法13・27、厚年則15）

被保険者が適用事業所に使用されなくなったとき、例えば退職したときや死亡した場合は、該当する日の翌日に、または70歳に到達した場合は70歳到達日に被保険者の資格を喪失することになります。この場合も資格取得のときと同様、5日以内に事業主が「被保険者資格喪失届」を提出し、被保険者に確認の通知をしなければなりません。

（厚年法14、厚年則22）

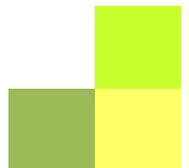
被保険者がいつ資格を取得したか、喪失したかということは、年金給付を受けるときの被保険者期間を計算するうえで大切なことですし、届出などが正確に行われていないと、不利益を被ることがあります。事業主も被保険者も、被保険者の資格に関する届出などを的確に行うよう注意する必要があります。

また、同一の事業所において雇用契約上いったん退職した人が1日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無または身分関係もしくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その人の事実上の使用関係は中断することなく存続しているため、被保険者の資格も継続することになります。

なお、平成22年9月以降は定年に加えて、特別支給の老齢厚生年金受給権者が定年制のある事業所において定年によらずに退職した場合及び定年制の定めのない事業所において退職した後、継続して再雇用された場合も事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこととされています。（平成22年8月以前は定年による退職後継続して再雇用される場合に限ることとされていました。）

第4章

国民年金の 概要



第2節 被保険者（加入する人）

国民年金の被保険者は職業などによって、次の3種類に分けられます。

国民年金の被保険者

第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農林漁業者・自営業者・学生など
第2号被保険者	民間企業の会社員（厚生年金保険に加入）や公務員等（共済年金に加入）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者で年収130万円未満の人

1. 必ず加入しなければならない人

（1） 第1号被保険者

日本国内に住所がある農業、自営業、学生などの人、勤めていても厚生年金保険や共済組合に加入できない人で、20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。これらの加入者を第1号被保険者といいます。第1号被保険者に該当したときや該当しなくなったときは、住所地の市町村（特別区を含みます。以下、「市区町村」といいます。）に届出をする必要があります。

（2） 第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している人を、第2号被保険者といいます。

会社や役所、学校あるいは法人に勤めている人は、厚生年金保険や共済組合に加入しますが、同時に国民年金にも加入し、第2号被保険者となります。

ただし、65歳以上（70歳未満）の加入者で、老齢（退職）年金などの受給資格がある人は、第2号被保険者となりません。

これらの人は、勤務先で行う加入手続きによって国民年金の第2号被保険者としての手続きも行ったこととなりますので、本人が手続きする必要はありません。

（3） 第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人は、第3号被保険者になります。

扶養の基準は、健康保険などで被扶養者と認定された人が該当します。なお、本人に相当の収入（年収130万円以上）がある場合は、第3号被保険者に該当せず、第1号被保険者となります。

第3号被保険者は、自ら保険料を負担する必要はありませんが、配偶者の加入する厚生年金保険や共済組合が拠出金として負担することになっています。第3号に該当したときは、速やかに、配偶者である第2号被保険者の勤務先や加入する共済組合を経由して、年金事務所に届出をする必要があります。

届出が遅れた場合は、届出のあった月の前々月以前で2年を超えた第3号被保険者期間は、保険料を納めなかった期間（3号未納期間）となっていました。平成17年4月1日前に3号未納期間を有する人については、第3号被保険者の未納期間に係る特例届出（3号特例届出）により、届出日以降、保険料納付済期間に算入されます。

なお、年金受給権者については、届出のあった翌月から年金額に反映されます。

また、平成17年4月1日以降に3号未納期間を有する人については、やむを得ない事由があると認められるときは、3号特例届出日以降、保険料納付済期間に算入されます。

第3号被保険者の認定年収標準額

	一般	障害者
昭和61年4月～昭和62年4月	90万円	150万円
昭和62年5月～平成1年4月	100万円	150万円
平成1年5月～平成3年12月	110万円	160万円
平成4年1月～平成4年3月	120万円	160万円
平成4年4月～平成5年3月	120万円	170万円
平成5年4月～	130万円	180万円

第5章

年金給付

第1節 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料納付済期間及び保険料免除期間を合わせて25年以上ある人が65歳から受給できます。20歳から60歳までの40年間（生年月日により短縮措置あり）保険料を納めると満額の年金が支給されます。加入期間のうち保険料の未納期間があれば、年金額は減額されます。

受給資格期間には、保険料納付済期間と保険料免除期間のほかに合算対象期間も算入されます。保険料納付済期間とは、国民年金の保険料納付済期間と厚生年金・共済組合期間のうち昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間をいいます。

特別支給の老齢厚生（退職共済）年金を受けていた人は、65歳になると、定額部分のうちこの期間相当分が老齢基礎年金に替わることになります。

また、国民年金の保険料免除期間については、納付困難である人の保険料納付免除を承認した期間であることから国庫負担分は、年金額として計算されます。

1. 関連条文

- 国年法26条（支給要件）
- 国年法27条（年金額）
- 国年法28条（支給の繰下げ）
- 国年法43条（支給要件）
- 国年法44条（年金額）
- 国年法附則7条（被保険者期間に関する特例）
- 国年法附則9条（老齢基礎年金等の支給要件の特例）
- 国年法附則9条の2（老齢基礎年金の支給の繰上げ）
- 60改正法附則8条
- 60改正法附則12条
- 60改正法附則13条
- 60改正法附則14条
- 60改正法附則15条
- 60改正法附則16条

2. 受給資格期間

老齢基礎年金は、国民年金の保険料納付済期間・免除期間・学生納付特例期間・若年者納付猶予期間と厚生年金被保険者期間、共済組合員期間、合算対象期間を合わせて25年以上の期間が必要です。

ただし、特例措置により特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の受給権があった場合は、25年の要件を満たしていなくても老齢基礎年金を受給できます。

⇒「本節 3. 資格期間短縮の特例」参照

次にそれぞれの期間について説明します。

(1) 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、国民年金の第1号被保険者期間（任意加入被保険者期間を含みます。）のうち、保険料が納付済の期間（保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の3免除期間を除きます。）、第2号被保険者期間及び第3号被保険者期間を合算した期間です。

① 第1号被保険者期間としての保険料納付済期間

ア. 昭和61年4月1日以後に第1号被保険者（任意加入被保険者を含みます。）として保険料を納付した期間

（国年法5②、国年法附5⑨）

イ. 昭和61年3月31日以前に国民年金の被保険者（任意加入被保険者を含みます。）として保険料を納付した期間（沖縄措置政令により保険料納付済期間とみなされた期間を含みます。）

（60改附8①、沖縄措置令63①）

（注）国民年金の保険料を前納した場合には、前納に係る各月が経過した際に保険料納付済期間に算入されます。

（国年法93③）

② 第2号被保険者期間（厚生年金被保険者期間）としての保険料納付済期間

ア. 昭和61年4月1日以後の第2号被保険者期間であった期間
ただし、次の期間は除かれます。

（国年法5②、国年法附7の2、60改附8④）

(ア) 20歳未満及び60歳以上の期間（合算対象期間とされます。）

(イ) 厚生年金保険の被保険者の保険料または農林漁業団体職員共済組合の組合員の掛金を徴収する権利が時効により消滅し、保険料等が納付できなかった期間

イ. 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの被用者年金制度の加入期間

ただし、次の期間は除かれます。

（60改附8②・⑪・⑫、61措置令10）

- (ア) 20歳未満及び60歳以上の期間（合算対象期間とされます。）
- (イ) 厚生年金保険または船員保険の被保険者の保険料あるいは農林漁業団体職員共済組合の組合員の掛金を徴収する権利が時効により消滅し、保険料等が納付できなかった期間

(注) 被用者年金制度の加入者（被保険者または組合員）であった期間は次のとおりです。

（60改附8等）

- a. 厚生年金保険の被保険者期間（船員保険の被保険者期間及び沖縄措置法によって厚生年金保険の被保険者とみなされた期間を含みます。）
- b. 国家公務員共済組合の組合員期間（沖縄措置法令により国家公務員等共済組合の組合員期間とみなされた期間、国共済の施行法により国家公務員等共済組合の組合員期間とみなされた期間（昭和58年改正前の旧公共企業体職員等共済組合の組合員期間*など）及び昭和60年改正前の旧船員組合員の期間を含みます。）

※ なお、平成9年4月からは、平成9年3月までのJR・JT・NTTの三共済組合の組合員期間（恩給公務員期間を除きます。）は、平成8年改正法により、厚生年金保険の被保険者期間とみなされることになりました。

（8改附5①）

- c. 地方公務員共済組合の組合員期間（沖縄措置法令により地方公務員共済組合の組合員期間とみなされた期間、地共済の施行法により地方公務員共済組合の組合員期間とみなされた期間（旧市町村共済組合の組合員期間及び年金条例職員期間など）及び昭和60年改正前の旧船員組合員の期間を含みます。）
- d. 私立学校教職員共済の加入者期間（沖縄措置法令により私立学校教職員共済の加入者期間とみなされた期間を含みます。）
- e. 農林漁業団体職員共済組合の組合員期間（沖縄措置法令により農林漁業団体職員共済組合の組合員期間とみなされた期間を含みます。）

第6章

年金額の 計算方法

第1節 平成16年10月以降の年金額

平成16年10月改正前の年金水準の改定は、賃金スライド（65歳未満に限ります。）と物価スライドの組み合わせによる年金水準の維持が柱になっていました。

平成16年10月改正以後は、賃金スライド及び物価スライドに加えて、少子化、高齢化、経済情勢の変化を取り込んで、年金財政の社会全体の負担力に応じた調整できる仕組み（マクロ経済スライド）が導入されました。

国民年金の年金水準の改定についても、毎年の賃金・物価指数の変動にスライド調整率を加味した「改定率」を基に年金額を改定しますが、改定率は1を下回らないものとなります。

なお、賃金・物価指数が下落した場合は、調整を行わず、賃金・物価指数の下降分のみでスライド改定が行われます。

当分の間は、改正後の規定に基づき計算した年金額が改正前の規定に基づき計算した年金額より低い場合には、従前保障するよう経過措置が設けられています。

したがって平成16年10月以降は、新水準と旧水準の年金額を比べ高い方の年金額となります。

1. 平成17年度の年金額

平成17年4月は、平成16年平均の全国消費者物価指数が前年比で変動が無かったため、平成16年4月の計算式により年金額が計算されていました。

2. 平成18年度の年金額

平成18年4月は、平成17年平均の全国消費者物価指数が前年比マイナス0.3%となったことから物価スライドによる改定が行われました。

3. 平成19年度の年金額

平成19年4月は、平成18年平均の全国消費者物価指数が前年比プラス0.3%となりましたが、平成12年度から平成14年度の3年間でマイナス1.7%と据え置いた経緯があるため、年金額の改定を行いませんでした。

4. 平成20年度の年金額

平成20年4月は、平成19年平均の全国消費者物価指数が前年比で変動が無かったため、年金額の改定は引き続きありませんでした。

5. 平成21年度の年金額

平成21年4月は、平成20年平均の全国消費者物価指数が前年比でプラス1.4%となる一方で、名目手取り賃金変動率がプラス0.9%となったため、後者により年金額の改定を行うこととなります。ただし、引き続き物価スライド特例水準の年金額の方がそれより高い場合は、年金額の改定が行われません。

6. 平成22年度の年金額

平成22年4月は、平成22年1月29日に総務省より平成21年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率がマイナス1.4%となった旨発表されました。

しかし、平成22年度の年金額の場合、平成21年の物価水準は対前年比では下落したものの、法律で、これを下回らなければ引き下げない基準としている平成17年の水準と比較すれば、依然として0.3%上回っている状況にあり、法律の規定に基づき、平成22年度における旧水準（従前）の年金額は据置きとなり、多くの人は旧水準（従前）の年金額の方が高い年金額となります。

7. 平成23年度の年金額

平成23年4月は、平成23年1月28日に総務省より平成22年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率がマイナス0.7%となった旨発表されました。

現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引下げの年（現在は平成17年の物価が基準）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。

平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の年金額は0.4%の引下げとなります。（4月分が支払われる6月の支払から、額が変わります。）

8. 平成24年度の年金額

平成24年4月は、平成24年1月27日に総務省より平成23年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率がマイナス0.3%となった旨発表されました。

年金額は物価変動に応じて改定されるため、法律の規定により、平成24年度の年金額は、0.3%の引下げとなります。年金の受取額が変わるのは、4月分が支払われる6月の支払からです。

第2節 老齢基礎年金

老齢基礎年金について、平成16年制度改正によりマクロ経済スライドが導入されましたが従前保障により改正前の年金額が保障されていますので、ここでは従前の計算方法で行います。

また、平成21年4月以後の期間については、国庫負担割合が3分の1から2分の1に引上げられたため、年金額に反映される月数は「**本節 5. 基本年金額（従前額が保障される場合） ①の計算方法**」に基づきます。

平成16年年金制度改正後（平成16年10月以降）の年金額の計算方法は、次のとおりです。

1. 新水準（改正後の計算式）

$$780,900 \text{ 円} \times \underline{0.982 \text{ (平成24年度改定率)}} = 766,843.8 \\ \approx 766,800 \text{ 円}$$

$$766,800 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{480 \text{ 月 (40年)}^{*1}}$$

平成16年度価格に、平成24年度改定率を乗じた額が基本年金額になります。

$$\text{前年度改定率 (0.985)} \times \text{前年物価変動率}^{*2} \text{ (0.997)}$$

※1 最大で480月（40年）ですが、年齢に応じて加入可能年数が異なります。詳しくは「**第5章 年金給付 第1節 老齢基礎年金 3. 資格期間短縮の特例**」等を参照してください。

※2 新規年金決定者は「名目手取り賃金変動率^{*3}」、既決定者は「物価変動率」を基準とするのが原則ですが、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、国民年金法第27条の2第3項の規定により、平成24年度の年金額は新規年金決定者についても物価変動率を基準に改定します。

※3 名目手取り賃金変動率は、平成23年度物価変動率（0.997）×実質賃金変動率（平成20～22年度の実績値の3年平均（0.989））×可処分所得割合変化率（0.998）で得た値です。（名目手取り賃金変動率：0.984）

第7章

関係法令等

第2節 住民基本台帳

1. 住民基本台帳とは

住民基本台帳は、住民の居住関係を公証する公簿

住民基本台帳は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもの

2. 帳簿

「紙」または「磁気ディスク」で、実際に磁気ディスク化された時期は市区町村ごとに異なります。

3. 保管

市区町村

4. 保存期間

除票となってから5年

5. 住民票の写し、記載事項証明の交付の請求

(1) 請求できる人*

請求者本人または請求者と同一世帯に属する人及び請求者の委任状を有する人（代理人）

※ 平成20年5月1日から「本人確認」が法律上のルールになりました。

（住民基本台帳法の一部を改正する法律（H19法律第75号））

(2) 請求場所

市区町村役場

(3) 請求方法

窓口または郵便（郵便の際の本人確認方法は市区町村ごとに異なります。）

（４） 手数料

各市区町村の条例



住民票と住民基本台帳

市区町村長は個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければなりません。

（住民基本台帳法 6 ①）

すなわち住民基本台帳は、その市区町村の住民個人の住民票を世帯ごとに編成した集合体です。住民票自体は住民基本台帳法に基づき市区町村長が作成するもので、各種年金の手続き時に添付していただくものの書類は、正式には「住民票の写し」と呼びますが、制度編では「住民票の写し」という言葉が“コピー（複写）”と混同しないよう「住民票」と表記します。（例：住民票の写しの原本が必要なときは『「住民票」（原本）』と表記します。）



第6節 民法

民法とは、権利、身分関係に関する一般法であり、国民年金法等に定められていない事項については、民法の規定に基づき判断をします。

1. 民法における人



(1) 胎児の取扱い

本来、権利能力はありませんが、「加給年金」、「遺族給付」の権利発生時に胎児であった子が含まれています。

(2) 出生の証明

戸籍は有力な証拠（医師、助産婦の証明で訂正可）

(3) 自然死

死亡の証明は、医師の死亡診断書または屍体検案書によって認定（戸籍は有力な証拠）

（４） 失踪宣告

不在者の生死不分明（なんらの消息もなく生存の証明も死亡の証明も立たないこと）を指します。失踪宣告には次の２通りがあり、それぞれ死亡の推定が行われる期間が異なります。

① 普通失踪

生存証明された最後のときから７年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができます。

（民法３０）

② 特別（危難）失踪

危難の去った後１年明らかでないときも①と同様です。

（民法３０②）

宣告を受けた人は死亡したものとみなされ、戸籍に記載されます。

（民法３１）

ただし、危難失踪の場合、遺族給付において３ヶ月で死亡の推定がされます。宣告後、生存が確認されると失踪宣告の取消しが行われ、戸籍に記載されます。

（民法３２）

したがって、失踪宣告による死亡の推定を事由として支給された「遺族給付」は、年金決定の取消しになります。

２． 住所

各人の生活の本拠をその人の住所とします。

（民法２２）

住民票記載のための届であり、客観的に生活の本拠を認定する場合の資料として用います。

３． 期間

ある期日または日時から、他の期日または日時に至るまでの間で、時間の流れを継続したものとして捉えたものです。

期間の計算方法

① 短期間（時、分、秒）

即時より起算瞬間から瞬間までを指します。

（民法139）

② 長期間（日、週、月、年）

暦に従って起算します。

ただし、法律に基づき、「日、週、月または年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。」とされています。

ア. 起算点

初日は数えません。（初日不算入の原則）

（民法140）

イ. 終了点

その末日の終了をもって満了とします。

（民法141）

（例1） 月初、年初から計算するときは最後の月または年の末日

（例2） 月または年の初日以外の日から計算するときは最後の月または年においてその起算日にあたる日の前日

（例3） 後の月に応答日がないときは月の末日（過去に遡る場合も同様）

（注） 年齢の計算は初日（生まれた日）を算入（年齢計算ニ関スル法律）

年齢の計算は民法140条の規定に基づかず、年齢計算ニ関スル法律に基づき、出生日から起算して翌年の誕生日の前日の満了で満1歳としています。

このため、学校教育法では、「子女の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから…（学校教育法17条）」とされている人は、4月1日生まれの人で、翌年の3月31日の満了によって満〇歳になり、6回目の誕生日の前日に満6歳になるため、その学年の初めに既に満6歳であるため、早生まれの扱いになります。

これと同様に国民年金法に規定された「20歳到達日」や「60歳到達日」などを取り扱います。

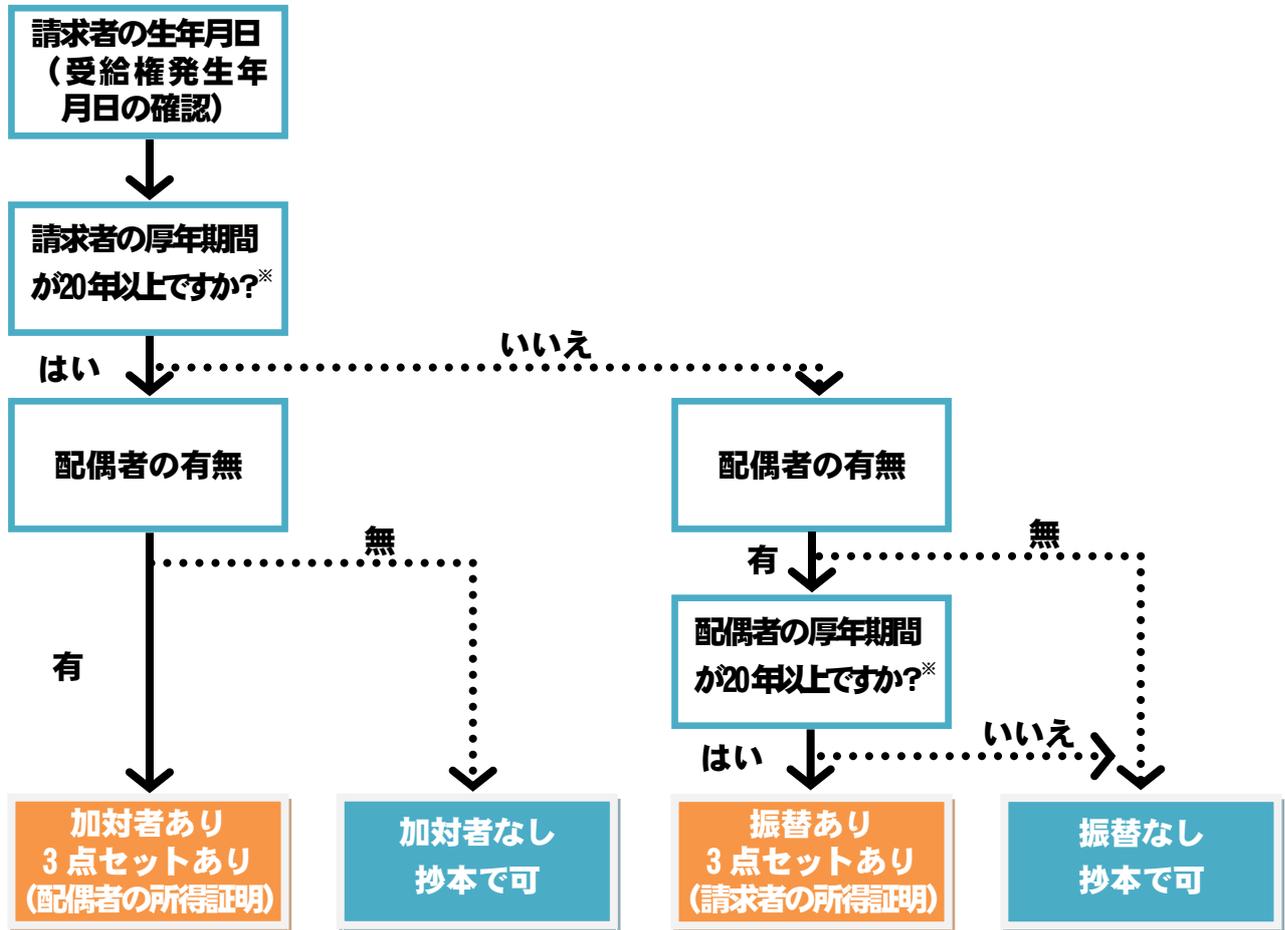


第 8 章

年金請求等に 必要な添付書類

第1節 請求案内フローチャート

1. 特別支給の老齢厚生年金の請求

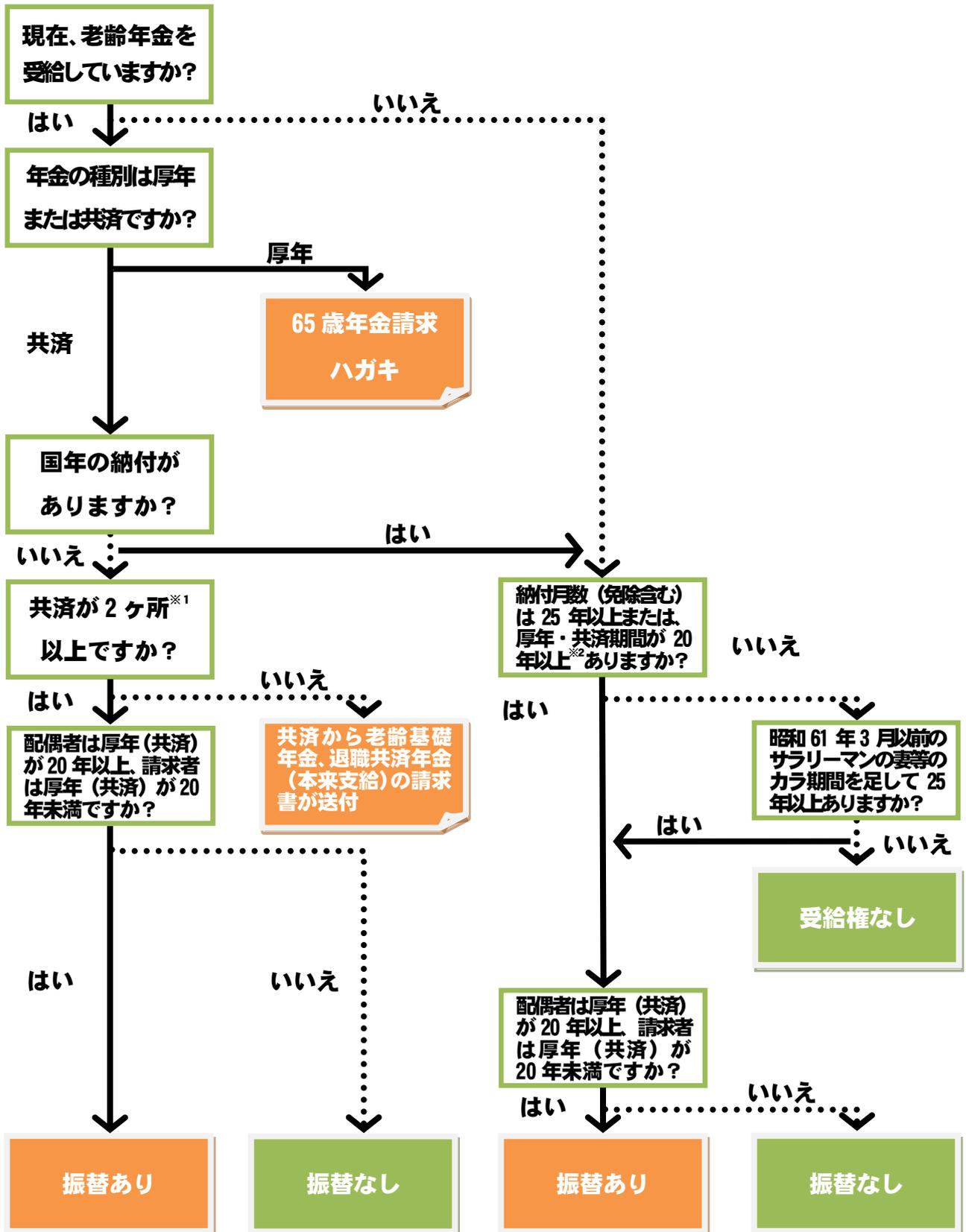


※ 厚生年金保険の加入期間が20年に満たないときでも、請求者及び配偶者の年金記録から総合的・客観的に、将来に渡り加給年金の要件を満たさないかを判断してください。

（平22.10.29 疑義照会（本部受付番号 No.2010-607）

（注） 加給対象者か振替加算対象者かの確認をして、添付書類を案内してください。

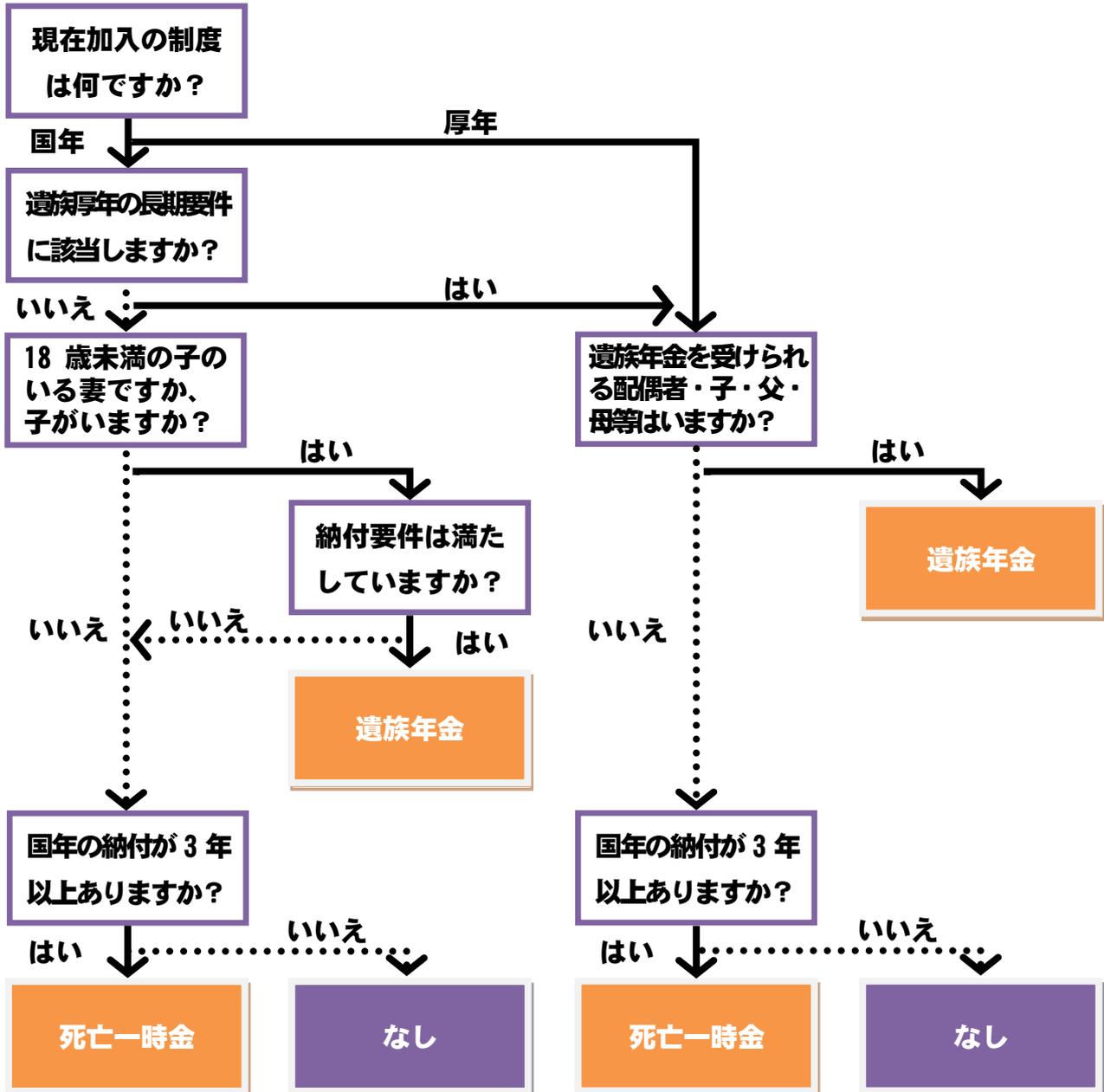
2. 老齢基礎年金の請求（65歳年金請求）



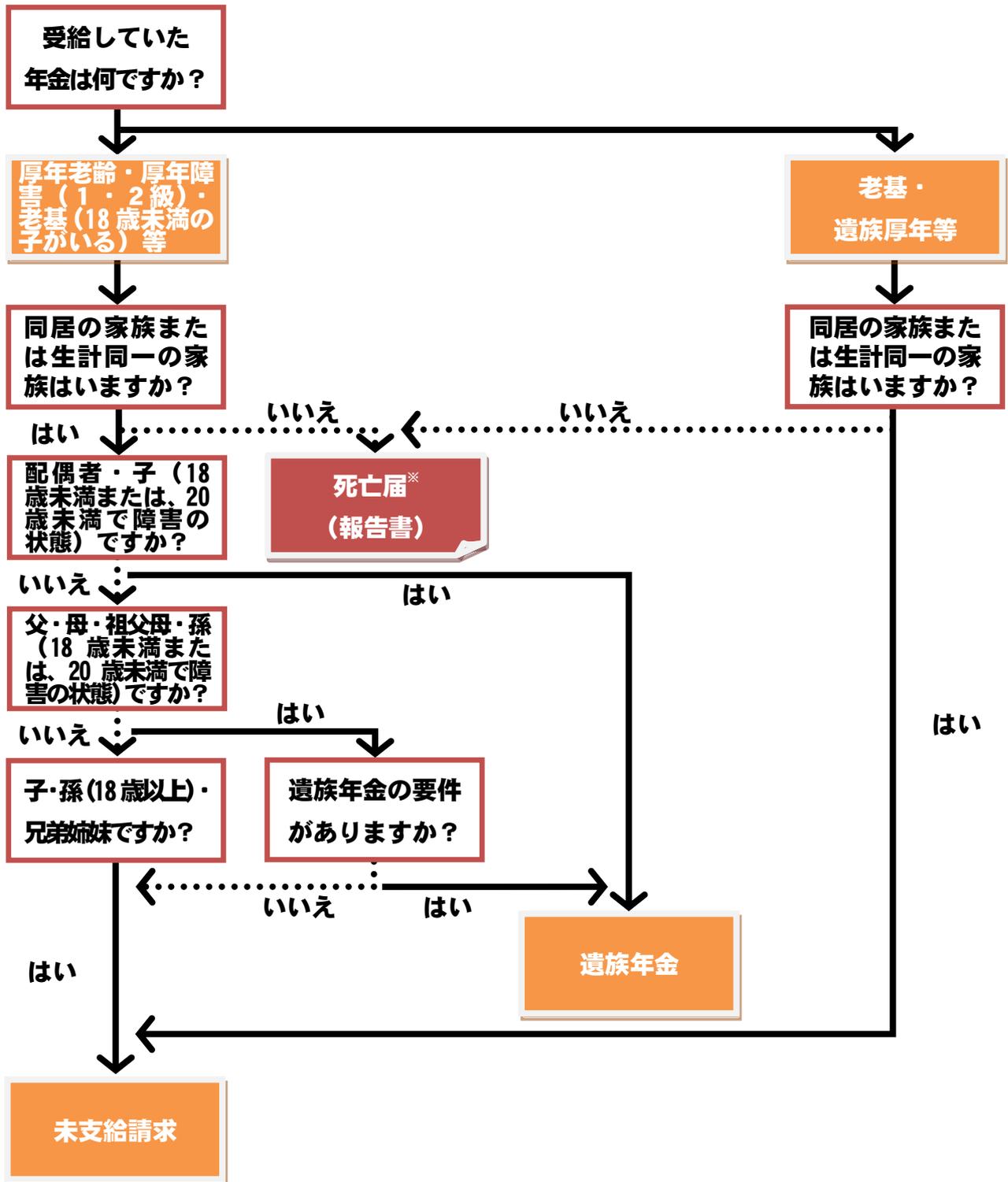
※1 国家公務員共済組合期間と地方公務員共済組合期間は1つの期間とみなします。

※2 納付月数（免除含む）の期間については、短縮制度があります。

3. 被保険者が死亡の場合



4. 受給者が死亡の場合



※ 平成23年7月以後については、受給者原簿に住民票コードが収録されている受給権者は、住基ネットの異動情報を活用し、死亡に関する届出を省略することができます。

⇒「第5章 年金給付 第21節 年金受給権者の手続き ◆年金受給者共通の届出 (8) 受給権者の死亡」参照

第2節 特別支給の老齢厚生年金の請求に必要な添付書類

1. 必ず必要な書類

(1) 年金手帳

ただし、ターンアラウンドの請求書の場合は、印字されている基礎年金番号以外の年金手帳等がある際に、その年金手帳等も添付してください。

(2) 雇用保険被保険者証等^{*1}

離職後7年以内であればハローワークにおいて再交付可能です。未加入の場合は、事由書が必要となります。**（参考様式）**

(3) 次の書類のうち、いずれかの書類でいずれも原本

- 住民票^{*2}
- 住民票の記載事項証明書
- 戸籍謄本（全部事項証明書）
- 戸籍抄本（個人事項証明書）
- 戸籍記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）

(4) 振込先の口座番号が確認できる書類^{*3}

(5) 印鑑

(6) 共済加入期間があるときは共済組合加入期間確認通知書

※1 雇用保険被保険者証の他に、

- 雇用保険受給資格者証（顔写真の貼付されているもの）
- 船員失業保険証
- 高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書

のコピーでも差し支えありません。なお、複数の雇用保険被保険者番号をお持ちの場合で、すべての番号の雇用保険被保険者証がないときは、雇用保険被保険者番号が確認できるものを持参してください。

※2 「同節 **住民票コードについて**」を参照してください。

※3 「第5章 年金給付 第21節 年金受給権者の手続き **その他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類とは**」を参照してください。

第 9 章

参考資料

参考資料

- 参考 1** 併給調整早見表
- 参考 2** 平成 16 年法律改正（障害年金の改善）
- 参考 3** 併給調整に係る注意事項（新法：新法）～（旧法：新法）
- 参考 4** 厚生年金保険と共済組合との遺族年金の併給調整
- 参考 5** 併給調整（改正経過）
- 参考 6** 併給限度額（改正経過）
- 参考 7** 短期年金停止該当表
- 参考 8** 短期年金停止条文表
- 参考 9** 公的年金受給による支給制限（支給停止対象となる公的年金給付）
- 参考 10** 被保険者にかかる主な届出一覧
- 参考 11** 年金受給者が行う届出一覧
（全ての受給者に共通するもの）
（老齢給付に関するもの）
（障害給付に関するもの）
（遺族給付に関するもの）
- 参考 12** 年金給付の経過措置一覧（平成 24 年度）
- 参考 13** 平成 23 年 9 月分からの厚生年金保険料額表
- 参考 14** 国民年金保険料額の改正経過
- 参考 15** 年金額物価スライド等の経過
- 参考 16** 厚生年金保険料率表
- 参考 17** 船員保険（年金）保険料率表
- 参考 18** 公的年金制度の沿革
- 参考 19** 厚生年金保険 標準報酬月額等級の変遷
- 参考 20** 船員保険 標準報酬月額等級の変遷

参考1

供給調整早見表（新法：新法）

☆併給 ○選択 △併給認定（前発失権）

前発	後発	新法国年					新法厚年				新法共済				新法船保		
		老(基) (65歳未満)	老(基) (65歳以上)	障(基)	遺(基)	寡婦	特別支給 老(厚)	老(厚)	障(厚)	遺(厚)	特別支給 退(共)	退(共)	障(共)	遺(共)	上(障害)	上(遺族)	
新法国年	老(基) (65歳未満)			○注1	○	注2	(老(厚)停止) 注3		○注4	○	(退(共)停止) 注5		○注6	○	☆	☆	
	老(基) (65歳以上)			○	○			☆	○	☆		☆	○	☆	☆	☆	
	障(基)	○	○	△注7 (前発失権)	○	○	○	平18.4より65歳以上は ☆	(同一支給事由) ☆ (上記以外) ○注8	○	○	平18.4より65歳以上は ☆	(同一支給事由) ☆ (上記以外) ○注9	○	平18.4より65歳以上は ☆	☆	☆
	遺(基)	○	○	○	○ (子の発生)	○ (同一人死亡の発生)	○	○	○	○	○	○	○	○ (同一支給事由) ☆ (上記以外) ○	☆	☆	
	寡婦	(寡婦失権) 注2		○	○ (同一人死亡の発生)		○		○	○	○		○	○	☆	☆	
新法厚年	特別支給 老(厚)	(老(厚)停止) 注3		○	○	○			○	○	☆		○	○	☆	☆	
	老(厚)		☆	○ 平18.4より65歳以上は ☆	○			○	○	(平19.4前遺族・老給受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1		☆	○	(平19.4前遺族・老給受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	☆	☆	
	障(厚)	○	○	○ (同一支給事由) ☆ (上記以外) ○注8	○	○	○	○	(共に2級以上) △ (上記以外) ○注11	○	○	○	○注12	○	☆注13	☆	
	遺(厚)	○	☆	○ 平18.4より65歳以上は ☆	○ (同一支給事由) ☆ (上記以外) ○	○	○	(平19.4前遺族・老給受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	○	○ (別支給事由のみ発生)	○	○	○	(共に長期要件) ☆ (同一事由のみ) (上記以外) ○注14	☆	☆注15	
新法共済	特別支給 退(共)	(退(共)停止) 注5		○	○	○	☆		○	○	☆ (他共済間の発生)		○	○	☆	☆	
	退(共)		☆	○ 平18.4より65歳以上は ☆	○			○	○	(平19.4前遺族・老給受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1		☆ (他共済間の発生)	○	(平19.4前遺族・老給受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	☆	☆	
	障(共)	○	○	○ (同一支給事由) ☆ (上記以外) ○	○	○	○	○	○注12	○	○	○	○	(共に2級以上) △注16 (上記以外) ○注17	☆	☆	
	遺(共)	○	☆	○ 平18.4より65歳以上は ☆	○ (同一支給事由) ☆ (上記以外) ○	○	○	(平19.4前遺族・老給受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	○	○ (共に長期要件) ☆ (同一事由のみ) (上記以外) ○注14	○	○	○	(共に長期要件) ☆注18 (上記以外) ○注19	☆	☆	
新法船保	上(障害)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆注13	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	△ 注20 (どちらか一方が40条2項該当)	
	上(遺族)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆注15	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	

併給調整早見表（新法：旧法）

☆併給 ⊖選択 △併給認定（旧法失権せず併給認定後選択）

前発	後発	新法国年					新法厚年				新法共済				新法船保	
		老(基) (65歳未満)	老(基) (65歳以上)	障(基)	遺(基)	寡婦	特別支給 老(厚)	老(厚)	障(厚)	遺(厚)	特別支給 退(共)	退(共)	障(共)	遺(共)	上障害	上遺族
旧法国年	老齢 (65歳未満) (特老除)			⊖	⊖	⊖			⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	老齢 (65歳以上) (特老除)				⊖				⊖	☆			⊖	☆	☆	☆
	通老 (65歳未満) (特老除)			⊖	⊖	⊖			⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	通老 (65歳以上) (特老除)				⊖				⊖	☆			⊖	☆	☆	☆
	障害 (福祉除)	⊖	⊖	△注21	⊖	⊖	⊖	⊖ 平18.4より65歳以上は☆	⊖ (特厚2級以上) △注21 ⊖ (特厚3級)	⊖ 平18.4より65歳以上は☆	⊖	⊖ 平18.4より65歳以上は☆	⊖ (特共2級以上) △注22 ⊖ (特共3級)	⊖ 平18.4より65歳以上は☆	☆	☆
	母子・準母子 (福祉除)	⊖	⊖	⊖			⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	☆	☆
	遺児			⊖ (第2号被保険者の初診の障害)					⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	寡婦	⊖		⊖			⊖		⊖	⊖	⊖		⊖	⊖	☆	☆
	老福			⊖ (施行日前障害によるもののみ)	⊖				☆ (老福は旧公的年金併給制限)	☆ (老福は旧公的年金併給制限)			☆ (老福は旧公的年金併給制限)	☆ (老福は旧公的年金併給制限)	☆ (老福は旧公的年金併給制限)	☆ (老福は旧公的年金併給制限)
	障(基) (障退代替)	⊖	⊖	△	⊖	⊖	⊖	⊖ 平18.4より65歳以上は☆	⊖ (特厚2級以上) △注21 ⊖ (特厚3級)	⊖ 平18.4より65歳以上は☆	⊖	⊖ 平18.4より65歳以上は☆	⊖ (特共2級以上) △注22 ⊖ (特共3級)	⊖ 平18.4より65歳以上は☆	☆ (国特第36条の2の併給制限)	☆ (国特第36条の2の併給制限)
	遺(基) (母遺代替)	⊖	⊖	⊖			⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	☆注23	☆注23
旧法厚年	老齢 (65歳未満)			⊖	⊖	⊖			⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	老齢 (65歳以上)			⊖	⊖				⊖	⊖注24			⊖	⊖注25	☆	☆
	通老・特老 (65歳未満)			⊖	⊖	⊖			⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	通老・特老 (65歳以上)			⊖	⊖				⊖	⊖注26			⊖	⊖注27	☆	☆
	障害	⊖	⊖	⊖ (旧障害2級以上) △注28 (旧障害3級) ⊖注29	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖ (特二2級以上) △注30 (上記以外) ⊖注31	⊖	⊖	⊖	⊖ (特二2級以上) △注32 (上記以外) ⊖注33	⊖	☆	☆
	遺族 通遺・特遺	⊖	☆	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	☆	☆	